

奈良県新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金給付事業Q & A

※ よくあるご質問をまとめたものであり、このQ & Aは順次更新いたします。

《 目 次 》

I. 制度について

◆ 制度全般

- | | |
|---|----|
| 【Q01】 慰労金は、どのような趣旨で給付されるものですか。 | P5 |
| 【Q02】 慰労金の申請受付は、いつから開始されますか。 | P5 |
| 【Q03】 奈良県での慰労金の申請先は、どこになりますか。 | P5 |
| 【Q04】 慰労金について不明な点は、どこに問い合わせればよいですか。 | P5 |
| 【Q05】 慰労金の申請から給付までのおおまかなスケジュールはどうなりますか。 | P6 |
| 【Q06】 慰労金には申請期限がありますか。 | P6 |
| 【Q07】 申請書様式の入手などパソコンを使えない場合はどうすればよいですか。 | P6 |

◆ 給付要件（全般）

- | | |
|--|----|
| 【Q08】 慰労金は、どんな人にいくら給付されますか。 | P7 |
| 【Q09】 「県から役割を設定された医療機関等」とは、どのようなところですか。 | P7 |
| 【Q10】 奈良県から7月1日以降に「発熱外来認定医療機関」の認定を受けましたが、慰労金の給付にあたり「県から役割を設定された医療機関等」とみなされますか。 | P7 |
| 【Q11】 自分の勤務先が「県から役割を設定された医療機関等」に該当するか分かりますか。 | P7 |
| 【Q12】 医療機関等において、慰労金の対象者や給付金額を独自に変更することはできますか。 | P8 |
| 【Q13】 医療機関等の経営が悪化しているため、慰労金を賞与（ボーナス）として職員に給付してもよいですか。 | P8 |

◆ 給付要件（対象施設）

- | | |
|---|----|
| 【Q14】 医療分の慰労金の対象となる施設は、どのようなところですか。 | P8 |
| 【Q15】 慰労金の対象となる「診療所」には、保険医療施設ではない健診専門のクリニックも含まれますか。 | P8 |
| 【Q16】 慰労金の対象となる「診療所」には、歯科診療所も含まれますか。 | P8 |

【Q17】 指定事業所である訪問看護ステーションは、医療分の対象となりますか。	P8
【Q18】 慰労金の対象となる「助産所」には、有床助産所だけでなく、無床助産所や出張助産所も含まれますか。	P9
【Q19】 慰労金の対象となる「助産所」には、産後ケアのみを専門に行い、分娩を取り扱わない助産所も含まれますか。	P9
【Q20】 薬局は、慰労金の対象となりますか。	P9
【Q21】 柔道整復師等の施術所や鍼灸治療院は、慰労金の対象となりますか。	P9
【Q22】 医療法人が、医療施設の他に介護施設・障害者福祉施設を営んでおり、各施設職員が互いに行き来して業務を行っている場合は、医療分の慰労金としてまとめて申請することはできますか。	P9

◆ 給付要件（対象職員等）

【Q23】 慰労金の給付要件の定義にある「患者と接する」の「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者に限られますか。	P10
【Q24】 「患者と接する医療従事者や職員は、どこまでの範囲が含まれますか。	P10
【Q25】 「患者と接する」とは、物理的な身体的接触(直接接触)に限られますか。	P10
【Q26】 「患者と接する」と認められないのは、具体的にどのような場合ですか。	P10
【Q27】 普段は医療施設とは区分された場所にある法人本部のみで勤務しているが、医療施設において10日以上外来での患者トリアージ(検温等)の応援業務を行った場合は、慰労金の対象となりますか。	P10
【Q28】 医療法人の運営する看護専門学校教員が、医療機関に派遣され、10日以上応援業務を行った場合は、慰労金の対象となりますか。	P11
【Q29】 附属病院のある大学において検体検査のみを行う医師は、慰労金の対象となりますか。	P11
【Q30】 「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれますか。	P11
【Q31】 診療所の経営者である医師(開業医)も慰労金の対象となりますか。	P11
【Q32】 医療機関等において派遣労働者や委託業務受託者の従業員として働く人は、どのような場合に慰労金の対象となりますか。	P11
【Q33】 医療機関等において、雇用関係がない院内ボランティアの人は、慰労金の対象となりますか。	P11
【Q34】 診療所などで家族が受付業務等を手伝うなどして患者と接している場合は、慰労金の対象となりますか。	P12
【Q35】 公立の医療機関等の公務員は、慰労金の対象となりますか。	P12

【Q36】 所属している医療機関から新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当(危険手当)が支給されている場合も慰労金の対象となりますか。 P12

【Q37】 医療機関内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く人は、患者と接している場合には慰労金の対象となりますか。 P12

【Q38】 PCR検体採取を行った保健所職員は、対象となりますか。 P12

◆ 給付要件（対象期間）

【Q39】 奈良県において「10日以上勤務」の対象期間は、いつからいつまでになりますか。 P12

【Q40】 「10日以上勤務」について、1日の数え方はどうなりますか。 P13

【Q41】 1つの勤務先だけでは「10日以上勤務」の要件を満たさず、兼務先を合わせると要件を満たすことになる場合は、通算してよいですか。 P13

【Q42】 土日祝日など実際に勤務しなかった日や、勤務シフト上休みとなっている日は、「10日以上勤務」の勤務日には参入してはいけないのか。 P13

【Q43】 6月30日現在で「10日以上勤務」の日数に満たない場合でも、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、経過措置などが設けられるか。(6月25日から勤務開始し、新型コロナウイルス感染症患者の対応をした職員など) P13

◆ 給付要件（その他）

【Q44】 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている病棟と別の建物のみで勤務し、患者と接している職員の慰労金は、いくらになりますか。 P13

【Q45】 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている本院と遠く離れた場所にある分院で患者と接している職員の慰労金は、いくらになりますか。 P14

◆ その他

【Q46】 慰労金は課税所得となりますか。源泉徴収や確定申告は必要ですか。 P14

【Q47】 慰労金は、差押えされることがありますか。 P14

Ⅱ. 申請方法について

◆ 申請準備

- 【Q48】 居住地と勤務していた医療機関所在地の都道府県が異なる場合で既に退職している個人が申請する場合、どちらの都道府県に申請をすればよいですか。 P14
- 【Q49】 公立病院(公営企業会計)において、慰労金の代理受領や職員への支給を行う場合、予算措置が必要となりますが、どのように申請を行えばよいですか。 P14

◆ 申請に要する経費

- 【Q50】 医療機関等が給付対象者に慰労金を支給する際に要する事務手数料は請求できますか。 P15
- 【Q51】 慰労金を職員等に支給するにあたり、医療機関等ではかなりの事務量が発生することが予想されますが、振込手数料以外に事務経費の補助はありますか。 P15

その他の申請手続・支給方法や個別ケースに関するQ & Aは、近日中に更新予定です。

《 回 答 》

Ⅰ. 制度について

◆ 制度全般

【Q01】慰労金は、どのような趣旨で給付されるものですか。	Ver1.0
-------------------------------	--------

(答え) 医療機関の医療従事者や職員は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、①感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴いながら、②継続して診療等を行っていただいております、③医療機関でのクラスターの発生状況も踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、心からの感謝の気持ちとともに慰労金を給付するものです。

【Q02】慰労金の申請受付は、いつから開始されますか。	Ver1.0
-----------------------------	--------

(答え) 奈良県では、対象者の皆さまに確実かつ適切に慰労金を給付できるよう、現在、申請いただくための手続の準備を進めておりますので、今しばらくお待ちください。
申請書等の様式や申請の手引き(マニュアル)などにつきましては、準備が整い次第、ホームページなどにおいてご案内する予定です。

【Q03】奈良県での慰労金の申請先は、どこになりますか。	Ver1.0
------------------------------	--------

(答え) 提出先は「奈良県」となります。郵送先住所や電子メールアドレスについては、準備が整い次第、ホームページなどにおいてご案内する予定です。
奈良県での提出先は「奈良県国保連合会」ではありませんので、お間違えのないようご注意ください。

【Q04】慰労金について不明な点は、どこに問い合わせればよいですか。	Ver2.0
------------------------------------	--------

(答え) <給付対象を含む制度設計に関するお問合せ>
・ 国の「新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター」
電話番号 **0120-786-577**(受付時間は平日9:30~18:00)
<奈良県での申請手続(申請方法等)に関するお問合せ>
・ 奈良県医療政策局 医師・看護師確保対策室
電話番号 **0742-27-8644**(受付時間は平日9:00~17:00)
なお、申請手続に関するコールセンターについても別途準備中です。

【Q05】	慰労金の申請から給付までのおおまかなスケジュールはどうなりますか。	Ver2.0
-------	-----------------------------------	--------

(答え) 現時点におけるおおまかなスケジュールは次のとおりです。

<申請の準備期間>

8月中旬を目処に、具体的な申請書等の様式や申請の手引きを奈良県ホームページでお示しするとともに、関係団体などを通じて周知を行います。(関係団体に加入されていない医療機関等については、奈良県ホームページから様式等の入手が可能です。)

その後、各医療機関等において申請に向けての準備として、給付対象者のリストアップ、給付対象者から代理申請・受領委任状の回収、必要に応じて他の医療機関等からの勤務期間証明書の取得、申請書様式等の作成を行っていただきます。

<申請書提出から県からの慰労金給付まで>

9月上旬に、各医療機関等からの申請書等の受付を開始します。

具体的な受付開始日や申請書の提出先については調整中ですので、8月下旬に改めてお知らせする予定です。

ご提出いただいた書類を審査し、誤りや不足などがなければ、早ければ9月末頃に各医療機関に慰労金を給付いたします。(申請件数が集中しますと、多少遅れることがあります。)

<各医療機関等において、職員等へ給付実施>

各医療機関等は、現金給付又は口座振込などの方法により、委任を受けた職員等に慰労金を給付します。

各医療機関等は、慰労金の給付完了後、県に対して「実績報告書」を提出し、精算を行います。申請額と増減がない場合(いわゆるゼロ精算)の場合も、実績報告は必要となりますので、遺漏のないように留意してください。

【Q06】	慰労金には申請期限がありますか。	Ver2.0
-------	------------------	--------

(答え) 申請受付開始から概ね3か月程度を申請期限とする予定です。

申請期限を過ぎた場合については、申請を辞退したものとみなされますので、お忘れのないよう注意してください。

【Q07】	申請書様式の入手などパソコンを使えない場合はどうすればよいですか。	Ver2.0
-------	-----------------------------------	--------

(答え) パソコンの使用が困難である場合は、別途様式をお渡しできるようにいたしますので、個別にご相談ください。

◆ 給付要件（全般）

【Q08】	慰労金は、どんな人にいくら給付されますか。	Ver2.0
-------	-----------------------	--------

- （答え） ① 県から役割を設定された医療機関等（[Q09参照](#)）に勤務し、患者（[Q23参照](#)）と接する医療従事者や職員であって、実際に新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合は、1人20万円です。
- ② 県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員であって、実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合は、1人10万円です。
- ③ 県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員であって、実際に新型コロナウイルス感染症患者の診療等を行っていない医療機関の場合は、1人10万円です。
- ④ その他病院、診療所、医療機関の実施する訪問看護事業所、助産所に勤務し、患者（助産所にあつては妊産婦）と接する医療従事者や職員である場合は、1人5万円です。
- ⑤ ④に該当する場合で、実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合は、1人20万円です。

【Q09】	「県から役割を設定された医療機関等」とは、どのようなところですか。	Ver1.0
-------	-----------------------------------	--------

（答え）「県から役割を設定された医療機関等」とは、次のいずれかをいいます。

- ① 新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関
- ② 帰国者・接触者外来を設置する医療機関
- ③ 地域外来・検査センター
- ④ 軽症者宿泊療養施設

【Q10】	奈良県から7月1日以降に「発熱外来認定医療機関」の認定を受けましたが、慰労金の給付にあたり「県から役割を設定された医療機関等」とみなされますか。	Ver1.0
-------	--	--------

（答え）給付要件の期間である令和2年6月30日までにどのような役割を設定されていたかが判断の基準となりますので、7月1日以降に新たに県から役割を設定されたとしても遡及して適用することはありません。

【Q11】	自分の勤務先が「県から役割を設定された医療機関等」に該当するか分かりますか。	Ver1.0
-------	--	--------

(答え) 「県から役割を設定された医療機関等」に該当するかは、まず勤務先にご確認ください。なお、役割設定のある医療機関には、申請手続の周知にあわせて、県から個別に通知させていただく予定です。

【Q12】	医療機関等において、慰労金の対象者や給付金額を独自に変更することはできますか。	Ver1.0
-------	---	--------

(答え) 慰労金給付の対象者及び金額の考え方を医療機関において独自に変更することはできません。

【Q13】	医療機関等の経営が悪化しているため、慰労金を賞与(ボーナス)として職員に給付してもよいですか。	Ver2.0
-------	---	--------

(答え) 慰労金は非課税所得であり源泉徴収の対象にならず、給料日に併せて給付する場合においても、給与や賞与(ボーナス)とは別に、慰労金として給付する必要があります。また、申請を行う医療機関等はいくまでも代理申請・受領者であるため、県から給付を受けた慰労金の全額を医療従事者等に給付する必要があります。

◆ 給付要件(対象施設)

【Q14】	医療分の慰労金の対象となる施設は、どのようなところですか。	Ver2.0
-------	-------------------------------	--------

(答え) 医療分の慰労金の対象となるのは、次の施設です。

- ① 保険医療機関である病院、診療所
- ② 医療機関が実施する訪問看護事業所
- ③ 医療法第8条の規定による届出のある助産所
- ④ 地域外来・検査センター
- ⑤ 軽症者宿泊療養施設

なお、慰労金は、医療分以外に「介護分」と「障害分」があります。
介護福祉施設や障害者福祉施設で利用者と接している等の条件に該当する方は、それぞれ「介護分」、「障害分」として申請してください。

【Q15】	慰労金の対象となる「診療所」には、保険医療施設ではない健診専門のクリニックも含まれますか。	Ver1.0
-------	---	--------

(答え) 診療所は保険医療機関に限ります。
保険医療機関ではない診療所は、対象外となります。

【Q16】	慰労金の対象となる「診療所」には、歯科診療所も含まれますか。	Ver1.0
-------	--------------------------------	--------

（答え）歯科診療所は対象となります。ただし、保険医療機関に限ります。

【Q17】	指定事業所である訪問看護ステーションは、医療分の対象となりますか。	Ver1.0
-------	-----------------------------------	--------

（答え）奈良県では、指定事業所である訪問看護ステーションは「介護分」として申請していただくこととしています。ただし、病院または診療所など保険医療機関が実施する訪問看護事業所に限ります。

【Q18】	慰労金の対象となる「助産所」には、有床助産所だけでなく、無床助産所や出張助産所も含まれますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）助産所は、医療法第8条に基づき届出を行っていれば、有床、無床、出張助産所などの業務形態を問わず、含まれます。

【Q19】	慰労金の対象となる「助産所」には、産後ケアのみを専門に行い、分娩を取り扱わない助産所も含まれますか。	Ver1.0
-------	--	--------

（答え）分娩取扱の有無に関わらず、「妊産婦」と接していれば、含まれます。

【Q20】	薬局は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	-------------------	--------

（答え）薬局については、調剤など医療に不可欠な役割を担うものですが、薬局ではクラスターが発生していないなど、クラスター発生のおそれは相対的に低く、患者に直接処置や治療を行う医療機関の医療従事者等とは性質が異なると考えられることから、慰労金の対象とはされていません。

なお、医療機関の薬剤部などに勤務し、患者と接する薬剤師は、他の職種と同様に対象となります。

【Q21】	柔道整復師等の施術所や鍼灸治療院は、慰労金の対象となりますか。	Ver2.0
-------	---------------------------------	--------

（答え）対象ではありません。

【Q22】	医療法人が、医療施設の他に介護施設・障害者福祉施設を営んでおり、各施設職員が互いに行き来して業務を行っている場合は、医療分の慰労金としてまとめて申請することはできますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）慰労金は、「医療分」「介護分」「障害分」に分かれており、それぞれ別の申請手続となっています。

医療法人が複数施設を運営しており、互いに職員の行き来がある場合においては、施設職員の主たる勤務施設から1回限りの申請となります。

重複申請があると施設全体の給付が遅延しますので、ご注意ください。なお、県の審査において、「医療分」「介護分」「障害分」のすべてについて名寄せを行います。

◆ 給付要件（対象職員等）

【Q23】	慰労金の給付要件の定義にある「患者と接する」の「患者」とは、新型コロナウイルス感染症患者に限られますか。	Ver1.0
-------	--	--------

（答え）新型コロナウイルス感染症患者に限らず、他の疾病による患者も含みます。

【Q24】	「患者と接する医療従事者や職員は、どこまでの範囲が含まれますか。	Ver1.0
-------	----------------------------------	--------

（答え）慰労金の趣旨に照らして、「患者と接する業務に従事する医療従事者や職員」を対象としています。

例えば、病棟や外来の診療部門で患者の診療に従事し、受付や会計などの窓口業務を行う職員は通常該当します。

また、診療には直接携わらないものの、医療機関内において患者との動線が区分されていない環境において、医療機関内の様々な部門で継続して提供することが必要な業務に携わる職員は、その勤務実態に応じて該当するものと考えられます。具体的には、各医療機関等において、勤務内容に応じて判断してください。

【Q25】	「患者と接する」とは、物理的な身体的接触(直接接触)に限られますか。	Ver1.0
-------	------------------------------------	--------

（答え）物理的な身体的接触(直接接触)に限りません。窓口で対応をする場合のほか、医療機関内において患者との動線が区分されておらず、例えば、業務を行う中において院内の廊下等で患者とすれ違うなどする場合は対象と考えられます。

【Q26】	「患者と接する」と認められないのは、具体的にどのような場合ですか。	Ver1.0
-------	-----------------------------------	--------

（答え）例えば、対象期間中はテレワークによる自宅勤務のみであった、休暇・休職中であつたなど、まったく出勤していない場合は認められません。

また、医療を提供する施設とは区分された当該法人本部のみの勤務であつた場合も該当しないと考えられます。

【Q27】	普段は医療施設とは区分された場所にある法人本部のみで勤務しているが、医療施設において10日以上外来での患者トリアージ(検温等)の応援業務を行った場合は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）医療機関での業務において10日以上患者と接した場合は、慰労金の対象となります。当該業務を行った医療機関を通じて申請いただくことになります。

【Q28】	医療法人の運営する看護専門学校教員の教員が、医療機関に派遣され、10日以上応援業務を行った場合は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	--	--------

（答え）医療機関での業務において10日以上患者と接した場合は、慰労金の対象となります。当該業務を行った医療機関を通じて申請いただくことになります。

【Q29】	附属病院のある大学において検体検査のみを行う医師は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）患者と全く接しない場合は対象外ですが、当該医師が院内において廊下等でのすれ違いを含め、患者と接する場合は慰労金の対象となります。

【Q30】	「医療従事者や職員」には、医療専門職以外の事務職なども含まれますか。	Ver1.0
-------	------------------------------------	--------

（答え）資格や職種による限定はありません。医療専門職以外の事務職なども含まれます。

【Q31】	診療所の経営者である医師(開業医)も慰労金の対象となりますか。	Ver2.0
-------	---------------------------------	--------

（答え）経営者である医師についても、患者と接する等の要件を満たせば慰労金の対象となります。

【Q32】	医療機関等において派遣労働者や委託業務受託者の従業員として働く人は、どのような場合に慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

(答え) 雇用形態による限定はなく、派遣労働者や委託業務受託者の従業員として働く方も、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合には、慰労金の対象となります。

具体的には、各医療機関において勤務内容によって判断していただきます。

一般的には、例えば医療機関内での受付や会計などの医療事務、院内清掃、患者搬送、患者等給食といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。

一方で、医療廃棄物処理、寝具類洗濯、設備や機器の保守点検などは対象となりにくいと考えられますが、各医療機関等における委託業務の内容によっては、患者と接する場合もあることから、各医療機関等の実態に応じて判断してください。

【Q33】	医療機関等において、雇用関係がない院内ボランティアの人は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	--	--------

(答え) 院内ボランティアの方は、患者と接する場合でも対象となりません。

【Q34】	診療所などで家族が受付業務等を手伝うなどして患者と接している場合は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

(答え) 家族の手伝いであっても給与等が支払われており従業員と言えるのであれば、患者と接している場合は慰労金の対象となります。

一方で、医療法人の役員であるが、勤務実態がなく患者と接していると言えない場合は、役員報酬を得ている場合であっても、慰労金の対象とはなりません。

【Q35】	公立の医療機関等の公務員は、慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	-----------------------------	--------

(答え) 公立の医療機関等の公務員も慰労金の対象となります。

【Q36】	所属している医療機関から新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当(危険手当)が支給されている場合も慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

(答え) 特殊勤務手当(危険手当)の支給の有無にかかわらず、慰労金の対象となります。

【Q37】	医療機関内のコンビニエンスストアやレストラン、銀行、敷地内薬局などいわゆる賃貸借契約による場所貸しとして営業する事業者で働く人は、患者と接している場合には慰労金の対象となりますか。	Ver1.0
-------	--	--------

(答え) 場所貸しとして営業する事業者で働く方は、患者と接している場合でも慰労金の対象とはなりません。

【Q38】	PCR検体採取を行った保健所職員は、対象となりますか。	Ver2.0
-------	-----------------------------	--------

(答え) 保健所の行政機関としての業務に従事する保健所職員(医師、保健師等)は、慰労金の対象外となります。

◆ 給付要件(対象期間)

【Q39】	奈良県において「10日以上勤務」の対象期間は、いつからいつまでになりますか。	Ver1.0
-------	--	--------

(答え) 奈良県において新型コロナウイルス感染症患者の1例目が発生した令和2年1月28日から同年6月30日までが対象期間となります。その期間中に「10日以上勤務」したことが要件となります。

【Q40】	「10日以上勤務」について、1日の数え方はどうなりますか。	Ver1.0
-------	-------------------------------	--------

(答え) 1日あたりの勤務時間数は問いませんので、勤務日数を数えてください。
なお、当直勤務などで日をまたぐ場合は「2日」と数えてください。

【Q41】	1つの勤務先だけでは「10日以上勤務」の要件を満たさず、兼務先を合わせると要件を満たすことになる場合は、通算してよいですか。	Ver1.0
-------	--	--------

(答え) 複数の勤務先を通算して「10日以上」の要件を満たす場合も対象となります。
この場合、申請を委任する医療機関以外の勤務日数については、別途「勤務期間証明書」が必要となりますので、ご注意ください。

- 【例】 Aクリニックで7日、B病院で3日勤務 ⇒ 通算10日であり、対象
- ・ Aクリニックから申請を行う場合、添付書類としてB病院の勤務期間証明書が必要となる。
 - ・ なお、勤務期間証明書の様式は、後日、県ホームページにおいてお示しする予定です。

【Q42】	土日祝日など実際に勤務しなかった日や、勤務シフト上休みとなっている日は、「10日以上勤務」の勤務日には参入してはいけないのか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）実際に勤務した日のみが参入対象であり、勤務を行わなかった日は参入できません。

【Q43】	6月30日現在で「10日以上勤務」の日数に満たない場合でも、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合は、経過措置などが設けられるか。（6月25日から勤務開始し、新型コロナウイルス感染症患者の対応をした職員など）	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）経過措置はありません。

◆ 給付要件（その他）

【Q44】	新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている病棟と別の建物のみで勤務し、患者と接している職員の慰労金は、いくらになりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）慰労金の金額は、保険医療機関単位での判定となります。建物が別棟であっても、同一の保険医療機関コードである施設で働く方は、「10日以上勤務」などの要件を満たせば20万円となります。

【Q45】	新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れている本院と遠く離れた場所にある分院で患者と接している職員の慰労金は、いくらになりますか。	Ver1.0
-------	---	--------

（答え）同一の保険医療機関コードであれば、本院と分院の慰労金の額は同額です。
保険医療機関コードが本院と分院で異なる場合は、それぞれに判定することになりますので、県から役割を設定されていない分院の慰労金の金額は5万円となります。

◆ その他

【Q46】	慰労金は課税所得となりますか。源泉徴収や確定申告は必要ですか。	Ver1.0
-------	---------------------------------	--------

（答え）慰労金は、非課税所得となりますので、源泉徴収や確定申告は必要ありません。

【Q47】	慰労金は、差押えされることがありますか。	Ver1.0
-------	----------------------	--------

（答え）慰労金は、法律により差押えが禁じられています。

Ⅱ. 申請方法について

◆ 申請準備

【Q48】	居住地と勤務していた医療機関所在地の都道府県が異なる場合で既に退職している個人が申請する場合、どちらの都道府県に申請をすればよいですか。	Ver2.0
-------	--	--------

（答え） 勤務していた医療機関等の所在する都道府県に申請をしてください。

【例】 奈良県在住で大阪府の病院に勤務していた場合は、大阪府へ申請
大阪府在住で奈良県の病院に勤務していた場合は、奈良県へ申請

【Q49】	公立病院(公営企業会計)において、慰労金の代理受領や職員への支給を行う場合、予算措置が必要となりますが、どのように申請を行えばよいですか。	Ver2.0
-------	---	--------

（答え） 医療機関等を通じて代理受領・給付を行えるようにご準備ください。申請期限に間に合わないなど個別の事情がある場合には、ご相談ください。

◆ 申請に要する経費

【Q50】	医療機関等が給付対象者に慰労金を支給する際に要する事務手数料は請求できますか。	Ver2.0
-------	---	--------

（答え） 医療機関等が給付対象者に慰労金を支給する際に要した振込手数料は、実費を請求することができます。なお、指定金融機関の口座で振込手数料がかからない場合や現金支給の場合にはこうした経費は計上できません。

また、派遣元会社等を経由して支給する場合における、派遣元会社の負担する振込手数料についても請求できませんのでご注意ください。

【Q51】	慰労金を職員等に支給するにあたり、医療機関等ではかなりの事務量が発生することが予想されますが、振込手数料以外に事務経費の補助はありますか。	Ver2.0
-------	---	--------

（答え） 振込手数料以外に、医療機関における事務経費の補助はありません。